

沼津市手数料条例の一部改正について

沼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市手数料条例の一部を改正する条例

沼津市手数料条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 項の表汚染土壌処理業の許可申請の項中「240,000円」を「246,200円」に改め、同表汚染土壌処理業の更新許可申請の項中「224,000円」を「230,700円」に改め、同表汚染土壌処理業の変更許可申請の項中「222,000円」を「226,200円」に改め、同表汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請の項中「120,000円」を「122,500円」に改め、同表汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請の項中「120,000円」を「122,500円」に改め、同表汚染土壌処理業の相続の承認申請の項中「120,000円」を「122,500円」に改める。

別表第 6 項の表中

「	「
190,000円	190,100円
260,000円	260,300円
390,000円	390,200円
510,000円	510,200円
660,000円	660,100円

を に改める。

別表第 7 項第 1 号の表中

「	「
---	---

13,000円	13,100円
35,000円	35,100円
43,000円	43,100円
58,000円	57,500円

を に改め、同項第2号の表中

」 」

35,000円	35,200円
43,000円	43,200円

を に改める。

」 」

別表第8項第1号の表中

22,000円	22,200円
43,000円	43,300円
86,000円	86,100円
130,000円	130,100円
170,000円	169,900円

を

に、

「 300,000円 」

を

「 300,500円 」

に、

」 」

30,000円	30,400円
65,000円	64,600円
120,000円	119,600円

を

に、

「 270,000円 」

を

「 270,100円 」

に、

」 」

86,000円	86,100円
130,000円	130,300円
190,000円	190,300円
260,000円	260,400円
390,000円	390,400円

を

に、

「 660,000円 」

を

「 660,100円 」

に改め、

」 」

同項第2号の表以外の部分中「870,000円」を「869,800円」に改め、同号の表ウの

項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同項第3号中「46,000円」を「46,100円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「25,800円」に改め、同項第5号の表中

「
18,000円
39,000円
69,000円
97,000円

」
を
「
17,900円
38,900円
69,300円
96,800円

」
に改め、同項第6号の表アの項中「1,700円」を

「1,600円」に改める。

別表第9項の表中

「
130円
1,590円
390円
260円

」
を
「
120円
1,600円
430円
240円

」
に改める。

別表第11項から第11の6の2項までを次のように改める。

11 建築関係の許可等申請 1件につき次の表に掲げる額

区分			手数料の額
建築確認申請又は計画通知	建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知に係る建築物の全てが建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の4第1項各号に掲げる建築物（以下この表において「確認の特例建築物」という。）である場合
			その他の場合
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	確認の特例建築物である場合	11,100円
		その他の場合	14,900円
		確認の特例建築物である場合	19,100円
		その他の場合	29,200円

			床面積の合計が 100平方メートルを超えるもの	確認の特例建築物である場合	25, 300円
			床面積の合計が 100平方メートルを超えるもの	その他の場合	40, 200円
			床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの		53, 200円
			床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの		76, 300円
			床面積の合計が 500平方メートルを超えるもの		134, 200円
			床面積の合計が 1, 000平方メートルを超えるもの		148, 400円
			床面積の合計が 2, 000平方メートルを超えるもの		307, 100円
			床面積の合計が 10, 000平方メートルを超えるもの		407, 300円
			床面積の合計が 50, 000平方メートルを超えるもの		657, 200円
			建築設備		20, 900円
中間検査の申請又は特定工程完了通知			建築設備の計画の変更		10, 500円
			小荷物専用昇降機		9, 700円
			小荷物専用昇降機の計画の変更		6, 800円
			工作物		17, 700円
			工作物の計画の変更		9, 700円
			建築物	確認の特例建築物である場合	13, 600円
			建築物	その他の場合	19, 900円
			建築物	確認の特例建築物である場合	17, 900円
			建築物	その他の場合	28, 000円
			建築物	確認の特例建築物である場合	24, 000円

	方メートル を超え 200 平方メート ル以内のも の	その他の場合	39, 500円
	床面積の合計が 200平方メートルを超え 300平方メートル以内のもの		54, 700円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの		56, 700円
	床面積の合計が 500平方メートルを超え 1, 000平方メートル以内のもの		62, 100円
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超え 2, 000平方メートル以内のもの		68, 300円
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの		117, 700円
	床面積の合計が10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内のもの		210, 300円
	床面積の合計が50, 000平方メートルを超えるもの		414, 700円
	建築設備		27, 100円
	小荷物専用昇降機		18, 800円
完了検査の 申請又は完 了通知	建築物 床面積の合 計が30平方 メートル以 内のもの	確認の特例建築物 である場合	13, 600円
		その他の場合	19, 300円
	床面積の合 計が30平方 メートルを 超え 100平 方メートル 以内のもの	確認の特例建築物 である場合	18, 500円
		その他の場合	28, 000円
	床面積の合 計が 100平 方メートル を超え 200 平方メート ル以内のも の	確認の特例建築物 である場合	25, 400円
		その他の場合	40, 700円

		床面積の合計が 200平方メートルを超える 300平方メートル以内のもの	55, 200円
		床面積の合計が 300平方メートルを超える 500平方メートル以内のもの	60, 900円
		床面積の合計が 500平方メートルを超える 1,000平方メートル以内のもの	74, 900円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超える 2,000平方メートル以内のもの	83, 600円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超える 10,000平方メートル以内のもの	153, 800円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超える 50,000平方メートル以内のもの	281, 700円
		床面積の合計が 50,000平方メートルを超えるもの	575, 200円
		建築設備	31, 400円
		小荷物専用昇降機	18, 800円
		工作物	22, 900円
減額完了検査の申請又は減額完了通知		建築物 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	確認の特例建築物である場合 12, 600円 その他の場合 18, 300円
		床面積の合計が30平方メートルを超える 100平方メートル以内のもの	確認の特例建築物である場合 17, 500円 その他の場合 27, 000円
		床面積の合計が 100平方メートルを超える 200平方メートル以内のもの	確認の特例建築物である場合 23, 400円 その他の場合 38, 700円
		床面積の合計が 200平方メートルを超える 300平方メートル以内のもの	53, 200円
		床面積の合計が 300平方メートルを超える 500平方メートル以内	58, 900円

	のもの	
	床面積の合計が 500平方メートルを超えるもの	71,900円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	78,600円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	143,800円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	271,700円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	565,200円
	昇降機	27,100円
	小荷物専用昇降機	18,800円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定申請	123,900円
	道路内における建築の許可申請	164,600円
	壁面線外における建築の許可申請	164,600円
	用途地域における建築の特例の許可申請	185,100円
	用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例の許可申請	123,900円
	用途地域における日常生活に必要な特定の建築物で騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築の特例の許可申請	144,300円
	特殊建築物等敷地の許可申請	164,600円
	建築物の延べ面積の特例の認定申請	28,400円
	建築物の延べ面積の特例の許可申請	164,600円
	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は壁面の位置の制限がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請	34,300円
	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請	34,300円
	特定防災街区整備地区に関する都市計画において壁面の位置の制限がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請	34,300円
	防災街区整備地区計画の区域において壁面の位置の制限がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請	34,300円
	建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な工事を行う建築物の建ぺい率の特例の許可申請	34,300円
	建築物の敷地面積の許可申請	164,600円
	建築物の高さの許可申請	164,600円

日影による建築物の高さの特例の許可申請	164,600円	
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例の許可申請	164,600円	
高度地区における建築物の高さの特例の許可申請	164,600円	
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可申請	164,600円	
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	164,600円	
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可申請	164,600円	
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例の許可申請	164,600円	
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請	164,600円	
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請	164,600円	
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造の特例の許可申請	164,600円	
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可申請	164,600円	
仮設興行場等の建築の許可申請	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるもの	164,600円
	上記以外のもの	123,900円
建築物の敷地と道路との関係の建築の認定申請	28,400円	
建築物の敷地と道路との関係の建築の許可申請	34,300円	
公衆便所等の道路内における建築の許可申請	34,300円	
道路内における建築の認定申請	28,400円	
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請	34,300円	
建築物の高さの特例の認定申請	28,400円	
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	28,400円	
景観地区における建築物の高さの特例の許可申請	164,600円	
景観地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請	164,600円	
景観地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請	164,600円	
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	28,400円	
地区計画の再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	28,400円	
地区計画の再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	164,600円	
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請	28,400円	
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	164,600円	

区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		28,400円
地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定申請		28,400円
総合的設計による一団地の建築物の特例の認定申請	建築物の数が2である場合 建築物の数が3以上である場合	80,200円 80,200円に建築物の数から2を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	建築物の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	80,200円 80,200円に建築物の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の特例の許可申請	建築物の数が2である場合 建築物の数が3以上である場合	226,800円 226,800円に建築物の数から2を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する総合的設計による建築物の特例の許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	226,800円 226,800円に建築物（既存建築物を除く。）の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	80,200円 80,200円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

		た額
同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合	226,800円
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	226,800円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から 1 を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可申請	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が 1 である場合	226,800円
	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	226,800円に建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数から 1 を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
複数建築物の認定又は許可の取消し申請		6,700円に建築物の数に12,500円を乗じて得た額を加えた額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		28,400円
既存の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画に関する認定申請		28,400円
既存の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更に関する認定申請		28,400円
既存の建築物について 2 以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定申請		28,400円
既存の建築物について 2 以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に関する認定申請		28,400円
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要があるもの	164,600円
	上記以外のもの	123,900円

備考

- 建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 完了検査の申請又は完了通知及び減額完了検査の申請又は減額完了通知の建築物の款に掲げる床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる区分による額（第1項第4号の場合を除く。）のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）1棟ごとに、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額を併せて納付するものとする。

区分		手数料の額
建築物を建築する場合 (確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。)	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表、次表、第11の2項、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて同じ。）	14,000円
建築物を建築する場合 (確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。)	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に	14,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下	25,500円

供する部分 (共用廊下、 共用階段そ の他の市長 が共用部分 と認めるも の（以下こ の表、第11 の3項、第 11の3の2 項及び第11 の5項から 第11の6の 2項までに おいて「共 用部分」と いう。）を 除く。）を いう。以下 この表、次 表、第11の 3項、第11 の3の2項 及び第11の 5項から第 11の6の2 項までにお いて同じ。）	のもの	
	申請等戸数が 6戸以上10戸以下のもの	35,400円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	48,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	64,700円
	申請等戸数が51戸以上 100戸以下のもの	85,400円
	申請等戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	107,500円
	申請等戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	143,800円
	申請等戸数が 301戸以上のもの	176,000円
確認を受け た建築物の 計画を変更 して建築物 を建築する 場合	一戸建ての住宅	7,000円
	申請等戸数が 1戸のもの 申請等戸数が 2戸以上5戸以下のもの 申請等戸数が 6戸以上10戸以下のもの 申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの 申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの 申請等戸数が51戸以上 100戸以下のもの 申請等戸数が 101戸以上 200戸以下のもの 申請等戸数が 201戸以上 300戸以下のもの 申請等戸数が 301戸以上のもの	7,000円
		12,700円
		17,700円
		24,000円
		32,300円
		42,700円
		53,800円
		71,900円
		88,000円

4 完了検査の申請又は完了通知の建築物の款に掲げる区分による額のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号への検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）1棟ごとに、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額を併せて納付するものとする。

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		4,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	4,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	15,600円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	23,800円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	37,400円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	40,400円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	43,400円
	申請等戸数が301戸以上のもの	79,700円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	16,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	37,400円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	50,100円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	91,100円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	2,800円

部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この表、第11の5項及び第11の5の2項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 100平方メートルを超えるもの	4,000円
	床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの	6,000円
	床面積の合計が 500平方メートルを超えるもの	11,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	16,100円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	37,400円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	50,100円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	91,100円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	510円
	床面積の合計が 100平方メートルを超えるもの	1,100円
	床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの	1,400円
	床面積の合計が 500平方メートルを超えるもの	2,200円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	3,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	4,800円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	6,500円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	6,800円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	2,800円
	床面積の合計が 100平方メートルを超えるもの	4,000円

その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	16,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	37,400円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	50,100円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	91,100円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1,400円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	2,200円

11の2 長期優良住宅建築等計画等の認定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
長期優良住宅建築等計画等認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下この項において「住宅性能評価書」という。)又は同法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この	16,100円
	一戸建ての住宅	
	一戸建ての住宅以外の住宅	16,100円
	1棟当たりの申請に係る戸数(以下この項、第11の3項及び第11の6項において「申請戸数」という。)が1戸のもの	
	1棟当たりの申請戸数が1戸を超える5戸以下のもの	27,500円
	1棟当たりの申請戸数が5戸を超える10戸以下のもの	43,000円
	1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	69,600円

項において 「確認書」と いう。) を添 付する場合 (住宅を新築 する場合に限 る。)	25戸以下のもの		
	1棟当たりの申請 戸数が25戸を超え 50戸以下のもの	109,500円	
	1棟当たりの申請 戸数が50戸を超え 100戸以下のもの	165,800円	
	1棟当たりの申請 戸数が 100戸を超 え 200戸以下のもの	280,400円	
	1棟当たりの申請 戸数が 200戸を超 え 300戸以下のもの	354,300円	
住宅性能評価 書又は確認書 を添付する場 合 (住宅を新 築する場合を 除く。)	1棟当たりの申請 戸数が 300戸を超 えるもの	402,400円	
	一戸建ての住宅	23,200円	
	一戸建ての 住宅以外の 住宅	1棟当たりの申請 戸数が 1戸のもの	23,200円
		1棟当たりの申請 戸数が 1戸を超 え 5戸以下のもの	38,900円
		1棟当たりの申請 戸数が 5戸を超 え 10戸以下のもの	62,200円
		1棟当たりの申請 戸数が 10戸を超 え 25戸以下のもの	102,900円
		1棟当たりの申請 戸数が 25戸を超 え 50戸以下のもの	162,800円
		1棟当たりの申請 戸数が 50戸を超 え 100戸以下のもの	247,100円
		1棟当たりの申請 戸数が 100戸を超 え 200戸以下のもの	418,700円
		1棟当たりの申請 戸数が 200戸を超 え 300戸以下のもの	530,300円
		1棟当たりの申請	601,300円

		戸数が 300戸を超えるもの	
その他の場合 (住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅	53, 100円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が 1戸のもの	53, 100円
		1棟当たりの申請戸数が 1戸を超え 5戸以下のもの	119, 200円
	1棟当たりの申請戸数が 5戸を超え 10戸以下のもの	189, 400円	
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え 25戸以下のもの	371, 300円
	1棟当たりの申請戸数が25戸を超え 50戸以下のもの	663, 400円	
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え 100戸以下のもの	1, 137, 500円
	1棟当たりの申請戸数が 100戸を超え 200戸以下のもの	2, 102, 500円	
		1棟当たりの申請戸数が 200戸を超え 300戸以下のもの	3, 003, 200円
	1棟当たりの申請戸数が 300戸を超えるもの	3, 678, 800円	
その他の場合 (住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅	77, 800円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が 1戸のもの	77, 800円
		1棟当たりの申請戸数が 1戸を超え 5戸以下のもの	177, 600円
		1棟当たりの申請戸数が 5戸を超え 10戸以下のもの	282, 600円
	1棟当たりの申請戸数が10戸を超え 25戸以下のもの	556, 200円	
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え	993, 300円

		50戸以下のもの	
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超えるもの	1,706,100円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超える200戸以下のもの	3,153,300円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超える300戸以下のもの	4,504,400円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	5,516,800円
長期優良住宅建築等計画等変更認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に関する審査をするものに限る。）	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	12,800円
		一戸建ての住宅以外の住宅	12,800円
		1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	21,200円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超える5戸以下のもの	34,900円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超える25戸以下のもの	52,600円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超える50戸以下のもの	87,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超える100戸以下のもの	138,400円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超える200戸以下のもの	230,800円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超える300戸以下のもの	288,500円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	319,600円
	住宅性能評価	一戸建ての住宅	17,800円

書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,800円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,400円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	49,600円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	77,700円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	130,300円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	205,700円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	345,400円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	431,200円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	477,800円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	31,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	31,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	67,400円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	107,300円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	203,500円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	364,700円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超えるもの	624,200円

		100戸以下のもの	
		1棟当たりの申請戸数が 100戸を超える 200戸以下のもの	1, 141, 900円
		1棟当たりの申請戸数が 200戸を超える 300戸以下のもの	1, 613, 000円
		1棟当たりの申請戸数が 300戸を超えるもの	1, 957, 600円
その他の場合 (住宅を新築する場合を除く。)		一戸建ての住宅	46, 000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が 1戸のもの	46, 000円
		1棟当たりの申請戸数が 1戸を超える 5戸以下のもの	100, 700円
		1棟当たりの申請戸数が 5戸を超える 10戸以下のもの	160, 600円
		1棟当たりの申請戸数が 10戸を超える 25戸以下のもの	304, 800円
		1棟当たりの申請戸数が 25戸を超える 50戸以下のもの	545, 900円
		1棟当たりの申請戸数が 50戸を超える 100戸以下のもの	934, 800円
		1棟当たりの申請戸数が 100戸を超える 200戸以下のもの	1, 712, 000円
		1棟当たりの申請戸数が 200戸を超える 300戸以下のもの	2, 419, 000円
		1棟当たりの申請戸数が 300戸を超えるもの	2, 935, 200円

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け

るよう申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。

11の2の2 長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例の許可申請 1件につき 164,600円

11の3 低炭素建築物新築等計画の認定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
低炭素建築物新築等計画認定申請 市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) 第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	5,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		5,500円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		10,700円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		18,100円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの
		30,700円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	51,400円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	91,300円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	143,800円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	182,300円
	申請戸数が301戸以上のもの	194,500円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	30,700円
	床面積の合計が	90,600円

	2,000平方メートルを超えるもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	142,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	180,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	18,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	30,700円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	90,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	142,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	180,000円

	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	18,500円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	30,700円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	90,600円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	142,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
その他の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において

		て単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては19,200円、他の基準による審査にあっては38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては19,200円、他の基準による審査にあっては38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては37,000円、他の基準による審査にあっては78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては53,200円、他の基準による審査にあっては110,200円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、他の基準による審査にあっては155,300円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては116,100円、他の基準による審査にあっては222,200円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査に

	の	あっては 177,100円、そ の他の基準によ る審査にあって は 319,800円
	申請戸数が 101戸 以上 200戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あっては 251,000円、そ の他の基準によ る審査にあって は 432,200円
	申請戸数が 201戸 以上 300戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あっては 325,700円、そ の他の基準によ る審査にあって は 567,900円
	申請戸数が 301戸 以上のもの	市長が定める基 準による審査に あっては 370,100円、そ の他の基準によ る審査にあって は 665,500円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	122,400円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のもの	154,200円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え 2,000平方 メートル以内のもの	201,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え 5,000平方 メートル以内のもの	314,300円
	床面積の合計が	403,400円

	5,000平方メートルを超えるもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	482,100円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	561,600円
一戸建での住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,600円、その他の基準による審査にあっては254,400円
	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては124,600円、その他の基準による審査にあっては319,400円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては163,400円、その他の基準による審査にあっては412,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては264,700円、その他の基準による審査にあっては588,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては345,700円、その他の基準によ

			る審査にあっては 725,100円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 415,600円、他の基準による審査にあっては 856,700円	
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 487,300円、他の基準による審査にあっては 977,600円	
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,600円、他の基準による審査にあっては 254,400円	
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 124,600円、他の基準による審査にあっては 319,400円	
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 163,400円、他の基準による審査にあっては 412,300円	
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 264,700円、他の基準による審査にあっては 588,600円	
	床面積の合計が	市長が定める基	

		5,000平方メートルを超えるもの	準による審査にあっては 345,700円、その他の基準による審査にあっては 725,100円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 415,600円、その他の基準による審査にあっては 856,700円	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 487,300円、その他の基準による審査にあっては 977,600円	
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	3,300円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	18,100円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	30,700円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	55,400円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	86,100円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	110,200円
			申請戸数が301戸以上のもの	117,200円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,600円

部分	床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	10,700円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超えるもの	18,100円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超えるもの	54,300円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるもの	85,400円
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超えるもの	107,900円
	床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	134,600円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分及び共 用部分以外 の部分	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	6,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超えるもの	10,700円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超えるもの	18,100円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるもの	54,300円

	もの	
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	85,400円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	107,900円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	134,600円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,600円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えて 1,000平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えて 2,000平方メートル以内のもの	18,100円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えて 5,000平方メートル以内のもの	54,300円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超えて 10,000平方メートル以内のもの	85,400円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えて 25,000平方メートル以内のもの	107,900円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	134,600円

その他の場合	一戸建ての住宅	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては19,400円、その他の基準による審査にあっては39,900円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては28,700円、その他の基準による審査にあっては57,600円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては41,800円、その他の基準による審査にあっては81,300円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては62,600円、その他の基準による審査にあっては116,100円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,700円

		円、その他の基準による審査にあっては 168,600円
	申請戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 139,800円、その他の基準による審査にあっては 230,700円
	申請戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 181,200円、その他の基準による審査にあっては 301,700円
	申請戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 203,700円、その他の基準による審査にあっては 352,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	62,500円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	79,100円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	103,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	165,600円
	床面積の合計が 5,000平方メートル	216,300円

	ルを超えるもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	258,400円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	302,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては50,300円、その他の基準による審査にあっては128,700円
	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては63,600円、その他の基準による審査にあっては161,600円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては85,400円、その他の基準による審査にあっては208,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては140,900円、その他の基準による審査にあっては302,800円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては187,100円、その他の基準による審査にあって

			は 376, 800円
		床面積の合計が 10, 000平方メート ルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に あっては 225, 500円、そ の他の基準によ る審査にあって は 446, 300円
		床面積の合計が 25, 000平方メート ルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に あっては 265, 500円、そ の他の基準によ る審査にあって は 511, 000円
その他の建 築物		床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	市長が定める基 準による審査に あっては50, 300 円、その他の基 準による審査に あっては 128, 700円
		床面積の合計が 300平方メートル を超える 1, 000平 方メートル以内のもの	市長が定める基 準による審査に あっては63, 600 円、その他の基 準による審査に あっては 161, 600円
		床面積の合計が 1, 000平方メート ルを超える 2, 000平 方メートル以内のもの	市長が定める基 準による審査に あっては85, 400 円、その他の基 準による審査に あっては 208, 900円
		床面積の合計が 2, 000平方メート ルを超える 5, 000平 方メートル以内のもの	市長が定める基 準による審査に あっては 140, 900円、そ の他の基準によ る審査にあって は 302, 800円
		床面積の合計が 5, 000平方メート ルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に

	ルを超える10,000平方メートル以内のもの	あっては 187,100円、その他の基準による審査にあっては 376,800円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 225,500円、その他の基準による審査にあっては 446,300円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 265,500円、その他の基準による審査にあっては 511,000円

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。

11の3の2 低炭素建築物新築等計画認定に係る軽微変更該当証明書交付手数料 1

件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	1,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1,500円
	証明に係る戸数（以下この項及び第11の6の2項において「証明戸数」という。）が1戸のもの	3,100円
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	5,300円
	証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,900円
	証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,900円
	証明戸数が51戸以上	27,300円

	上 100戸以下のもの	
	証明戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	42,500円
	証明戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	55,100円
	証明戸数が 301戸以上のもの	58,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	5,500円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	8,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	26,900円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	42,600円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	53,700円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が	5,500円

用部分以外 の部分	300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	8,900円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	26,900円
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの	42,600円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超え25,000平 方メートル以内の もの	53,700円
	床面積の合計が 25,000平方メート ルを超えるもの	67,300円
その他の建 築物	床面積の合計が 300平方メートル 以内のも の	3,100円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	5,500円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	8,900円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	26,900円

		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	42,600円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	53,700円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
	その他の場合	一戸建ての住宅	市長が定める基準による審査にあっては 5,100円、他の基準による審査にあっては10,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が 1 戸のもの 市長が定める基準による審査にあっては 5,100円、他の基準による審査にあっては10,000円
			証明戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては 9,600円、他の基準による審査にあっては19,700円
			証明戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては14,200円、他の基準による審査にあっては28,400円
			証明戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては21,100円、他の基

		準による審査に あっては40,700 円
	証明戸数が26戸以 上50戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては31,600 円、その他の基 準による審査に あっては58,200 円
	証明戸数が51戸以 上 100戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては49,200 円、その他の基 準による審査に あっては84,300 円
	証明戸数が 101戸 以上 200戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あっては70,100 円、その他の基 準による審査に あっては 115,300円
	証明戸数が 201戸 以上 300戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あっては90,600 円、その他の基 準による審査に あっては 151,200円
	証明戸数が 301戸 以上のもの	市長が定める基 準による審査に あっては 102,000円、そ の他の基準によ る審査にあって は 176,400円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	31,200円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも	39,500円

		の	
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超えるもの	51,800円	
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超えるもの	83,100円	
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超えるもの	108,000円	
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超えるもの	129,500円	
	床面積の合計が 25,000平方メート ルを超えるもの	151,600円	
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分及び共 用部分以外 の部分	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	市長が定める基 準による審査に あっては24,800 円、その他の基 準による審査に あっては64,000 円	
	床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	市長が定める基 準による審査に あっては31,900 円、その他の基 準による審査に あっては80,600 円	
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に あっては42,600 円、その他の基 準による審査に あっては 104,300円	

	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては70,500円、その他の基準による審査にあっては151,100円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては93,200円、その他の基準による審査にあっては188,300円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては112,900円、その他の基準による審査にあっては223,500円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては132,700円、その他の基準による審査にあっては255,500円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては24,800円、その他の基準による審査にあっては64,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては31,900円、その他の基準による審査にあっては80,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては42,600円

		方メートル以内のもの	円、その他の基準による審査にあっては 104,300円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超える 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 70,500円、その他の基準による審査にあっては 151,100円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超える 10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 93,200円、その他の基準による審査にあっては 188,300円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超える 25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 112,900円、その他の基準による審査にあっては 223,500円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 132,700円、その他の基準による審査にあっては 255,500円

11の4 要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマ

ンションの容積率の特例の許可申請 1件につき 164,600円

11の5 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性

判定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネ	一戸建ての住宅 5,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 判定に係る戸数 (以下この項及び次項において「判定戸数」という。) が 1 戸のもの 5,500円

能適合性判定申請	<p>ルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項から第11の6の2項までにおいて「基準省令」という。）第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合</p>	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円	
		判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円	
		判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	30,700円	
		判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	51,400円	
		判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	91,300円	
		判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	143,800円	
		判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	182,300円	
		判定戸数が301戸以上のもの	194,500円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,700円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,500円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	30,700円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	90,600円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	142,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートルのもの	180,000円

	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	89,800円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	142,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,500円
	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	29,900円

	1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	89,800円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	142,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400円
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては19,200円、その他の基準による判定にあっては

			38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては19,200円、その他の基準による判定にあっては38,800円	
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては37,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円	
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては53,200円、その他の基準による判定にあっては110,200円	
	判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては78,000円、その他の基準による判定にあっては155,300円	
	判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては116,100円、その他の基準による判定にあっては222,200円	
	判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては177,100円、その他の基準による判定にあっては319,800円	
	判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による判定に	

	もの	あっては 251,000円、そ の他の基準によ る判定にあって は 432,200円
	判定戸数が 201戸 以上 300戸以下の もの	市長が定める基 準による判定に あっては 325,700円、そ の他の基準によ る判定にあって は 567,900円
	判定戸数が 301戸 以上のもの	市長が定める基 準による判定に あっては 370,100円、そ の他の基準によ る判定にあって は 665,500円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分（基準 省令第4条 第3項第1 号又は第13 条第3項第 1号の規定 を適用する 建築物の場 合に限る。）	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	122,400円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平 方メートル以内の もの	154,200円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	201,900円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	314,300円
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの	403,400円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超え25,000平	482,100円

	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	561,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては97,200円、その他の基準による判定にあっては254,700円 市長が定める基準による判定にあっては124,200円、その他の基準による判定にあっては319,400円 市長が定める基準による判定にあっては163,400円、その他の基準による判定にあっては412,300円 市長が定める基準による判定にあっては264,700円、その他の基準による判定にあっては588,600円 市長が定める基準による判定にあっては345,700円、その他の基準による判定にあっては725,100円 市長が定める基準による判定にあっては415,600円、その他の基準によ

		る判定にあっては 856,700円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 487,300円、その他の基準による判定にあっては 977,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	21,100円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	29,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	41,800円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	106,500円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,100円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	199,600円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	247,300円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては97,200円、その他の基準による判定に

	分		あつては 254,700円
	床面積の合計が 300平方メートル を超えて 1,000平方 メートル以内のもの		市長が定める基 準による判定に あつては 124,200円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 319,400円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超えて 2,000平方 メートル以内のもの		市長が定める基 準による判定に あつては 163,400円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 412,300円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超えて 5,000平方 メートル以内のもの		市長が定める基 準による判定に あつては 264,700円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 588,600円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超えて 10,000平方 メートル以内のもの		市長が定める基 準による判定に あつては 345,700円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 725,100円
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超えて 25,000平方 メートル以内のもの		市長が定める基 準による判定に あつては 415,600円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 856,700円
	床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの		市長が定める基 準による判定に あつては 487,300円、そ の他の基準によ る判定にあつて は 977,600円
	その他の建	床面積の合計が	21,100円

	建築物の工場等の用途に供する部分	300平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	29,600円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	41,800円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のもの	106,500円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	160,100円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えて25,000平方メートル以内のもの	199,600円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	247,300円
		一戸建ての住宅	3,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	3,300円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
		判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
		判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	18,100円
		判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	30,700円
		判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	55,400円
		判定戸数が101戸	86,100円

場合	以上 200戸以下のもの	
	判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	110, 200円
	判定戸数が 301戸以上のもの	117, 200円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6, 600円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1, 000平方メートル以内のもの	10, 700円
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超え 2, 000平方メートル以内のもの	18, 100円
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超え 5, 000平方メートル以内のもの	54, 300円
	床面積の合計が 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	85, 400円
	床面積の合計が 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの	107, 900円
	床面積の合計が 25, 000平方メートルを超えるもの	134, 600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6, 300円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1, 000平方メートル以内のもの	11, 100円

		の	
		床面積の合計が 1,000平方メート ルを超える2,000平 方メートル以内の もの	18,100円
		床面積の合計が 2,000平方メート ルを超える5,000平 方メートル以内の もの	54,000円
		床面積の合計が 5,000平方メート ルを超える10,000平 方メートル以内の もの	85,000円
		床面積の合計が 10,000平方メート ルを超える25,000平 方メートル以内の もの	107,600円
		床面積の合計が 25,000平方メート ルを超えるもの	134,600円
その他の建 築物		床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	6,300円
		床面積の合計が 300平方メートル を超える1,000平方 メートル以内のもの	11,100円
		床面積の合計が 1,000平方メート ルを超える2,000平 方メートル以内の もの	18,100円
		床面積の合計が 2,000平方メート ルを超える5,000平 方メートル以内の もの	54,000円
		床面積の合計が 5,000平方メート ルを超える10,000平 方メートル以内の もの	85,000円

		方メートル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	107,600円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	134,600円
その他の場合	一戸建ての住宅	市長が定める基準による判定にあっては10,000円、他の基準による判定にあっては20,200円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては10,000円、他の基準による判定にあっては20,200円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては19,400円、他の基準による判定にあっては39,900円
		判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては28,700円、他の基準による判定にあっては57,600円
		判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては41,800円、他の基準による判定にあっては81,300円

	判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては62,600円、その他の基準による判定にあっては116,100円
	判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては97,700円、その他の基準による判定にあっては168,600円
	判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 139,800円、その他の基準による判定にあっては 230,700円
	判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 181,200円、その他の基準による判定にあっては 301,700円
	判定戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては 203,700円、その他の基準による判定にあっては 352,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	62,500円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	79,100円
	床面積の合計が 1,000平方メートル	103,900円

建築物の場合に限る。)	ルを超える 2,000 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のもの	165,600 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以内のもの	216,300 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える 25,000 平方メートル以内のもの	258,400 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	302,800 円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 49,900 円、その他の基準による判定にあっては 128,300 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 63,600 円、その他の基準による判定にあっては 161,600 円
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 85,000 円、その他の基準による判定にあっては 209,300 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては

	方メートル以内のもの	140,900円、その他の基準による判定にあっては 303,200円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 187,100円、その他の基準による判定にあっては 376,800円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 225,200円、その他の基準による判定にあっては 446,300円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 265,500円、その他の基準による判定にあっては 511,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11,400円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	16,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	24,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	62,100円
	床面積の合計が 5,000平方メートル	94,300円

	ルを超えるもの	
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるものの	117,200円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるものの	145,700円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては49,900円、その他の基準による判定にあっては 128,300円
	床面積の合計が 300平方メートルを超える 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては63,600円、その他の基準による判定にあっては 161,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超える 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては85,000円、その他の基準による判定にあっては 209,300円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超える 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 140,900円、その他の基準による判定にあっては 303,200円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超える 10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 187,100円、その他の基準による判定にあって

		は 376, 800円
	床面積の合計が10, 000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 225, 200円、その他の基準による判定にあっては 446, 300円
	床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 265, 500円、その他の基準による判定にあっては 511, 000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11, 400円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	16, 600円
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超えるもの	24, 000円
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超えるもの	62, 100円
	床面積の合計が 5, 000平方メートルを超えるもの	94, 300円
	床面積の合計が10, 000平方メートルを超えるもの	117, 200円
	床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるもの	145, 700円

11の5の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申

請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第	1, 500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1, 500円
	判定戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	3, 100円
	判定戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	5, 300円

2号若しくは 第13条第3項 第2号の規定 を適用する建 築物であって、 判定に係る部 分が共用部分 のみのものの 場合	判定戸数が11戸以 上25戸以下のもの	8,900円
	判定戸数が26戸以 上50戸以下のもの	14,900円
	判定戸数が51戸以 上 100戸以下のもの	27,300円
	判定戸数が 101戸 以上 200戸以下のもの	42,500円
	判定戸数が 201戸 以上 300戸以下のもの	55,100円
	判定戸数が 301戸 以上のもの	58,000円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分（基準 省令第4条 第3項第1 号若しくは 第13条第3 項第1号の 規定を適用 する建築物 又は基準省 令第4条第 3項第2号 若しくは第 13条第3項 第2号の規 定を適用す る建築物で あって、判 定に係る部 分が共用部 分のみのも のに限る。）	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	3,100円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のもの	5,500円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え 2,000平方 メートル以内のもの	8,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え 5,000平方 メートル以内のもの	26,900円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	42,600円
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	53,700円
	床面積の合計が 25,000平方メートル	67,300円

	ルを超えるもの	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,900円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	42,600円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	53,700円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,900円

		床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	26,900円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	42,600円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	53,700円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
その他の場合		一戸建ての住宅	市長が定める基準による判定にあっては5,100円、他の基準による判定にあっては10,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	市長が定める基準による判定にあっては5,100円、他の基準による判定にあっては10,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては9,600円、他の基準による判定にあっては19,700円
		判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては14,200円、他の基準による判定にあっては28,400円

		円
	判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては21,100円、その他の基準による判定にあっては40,700円
	判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては31,600円、その他の基準による判定にあっては58,200円
	判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては49,200円、その他の基準による判定にあっては84,300円
	判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては70,100円、その他の基準による判定にあっては 115,300円
	判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては90,600円、その他の基準による判定にあっては 151,200円
	判定戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては 102,000円、その他の基準による判定にあっては 176,400円
一戸建ての住宅以外の	床面積の合計が 300平方メートル	31,200円

住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	39,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	51,800円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	83,100円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	108,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	129,500円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	151,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては24,800円、その他の基準による判定にあっては64,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては31,900円、その他の基準による判定にあっては80,600円
	床面積の合計が1,000平方メートル	市長が定める基準による判定に

	ルを超える 2,000 平方メートル以内のもの	あっては 42,600 円、その他の基準による判定にあっては 104,300 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 70,500 円、その他の基準による判定にあっては 151,100 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 93,200 円、その他の基準による判定にあっては 188,300 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える 25,000 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 112,900 円、その他の基準による判定にあっては 223,500 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 132,700 円、その他の基準による判定にあっては 255,500 円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	5,700 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のもの	8,300 円
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以内のもの	11,900 円

		もの	
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	31,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	47,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	58,500円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	72,800円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分		床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては24,800円、他の基準による判定にあっては64,000円
		床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては31,900円、他の基準による判定にあっては80,600円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては42,600円、他の基準による判定にあっては104,300円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては70,500円、他の基準による判定に

		あつては 151, 100円
	床面積の合計が 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては93, 200円、その他の基準による判定にあつては 188, 300円
	床面積の合計が 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 112, 900円、その他の基準による判定にあつては 223, 500円
	床面積の合計が 25, 000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 132, 700円、その他の基準による判定にあつては 255, 500円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	5, 700円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えて 1, 000平方メートル以内のもの	8, 300円
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超えて 2, 000平方メートル以内のもの	11, 900円
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超えて 5, 000平方メートル以内のもの	31, 000円
	床面積の合計が 5, 000平方メートルを超えて10, 000平方メートル以内のもの	47, 000円

		もの	
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	58,500円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	72,800円

11の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	5,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		5,500円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		10,700円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		18,100円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの
		30,700円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの
		51,400円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの
		91,300円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの
		143,800円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの
		182,300円
		申請戸数が301戸以上のもの
		194,500円
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		10,700円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
		18,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルのもの
		30,700円

合に限る。 以下この項 及び次項に おいて同 じ。)	方メートル以内の もの	
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超えるもの	90,600 円
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超えるもの	142,000 円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超えるもの	180,000 円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分及び共 用部分以外 の部分	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	224,400 円
	床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	10,700 円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超えるもの	18,500 円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超えるもの	30,700 円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超えるもの	90,600 円
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超えるもの	142,000 円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超えるもの	180,000 円

	ルを超える25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400 円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,700 円
	床面積の合計が300平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	18,500 円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	30,700 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のもの	90,600 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	142,000 円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えて25,000平方メートル以内のもの	180,000 円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,400 円
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち

		市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては19,200円、その他の基準による審査にあっては38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては19,200円、その他の基準による審査にあっては38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては37,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては53,200円、その他の基準による審査にあっては110,200円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては155,300円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては116,100円、その他の基準による審査にあって

			は 222, 200円
	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 177, 100円、その他の基準による審査にあっては 319, 800円	
	申請戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 251, 000円、その他の基準による審査にあっては 432, 200円	
	申請戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 325, 700円、その他の基準による審査にあっては 567, 900円	
	申請戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 370, 100円、その他の基準による審査にあっては 665, 500円	
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	122, 400 円	
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1, 000平方メートル以内のもの	154, 200 円	
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超え 2, 000平方メートル以内のもの	201, 900 円	
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超え 5, 000平	314, 300 円	

		方メートル以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	403,400円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	482,100円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	561,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,600円、その他の基準による審査にあっては254,400円
		床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては124,600円、その他の基準による審査にあっては319,400円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては163,400円、その他の基準による審査にあっては412,300円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては264,700円、その他の基準による審査にあっては588,600円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	市長が定める基準による審査に

	ルを超える10,000平方メートル以内のもの	あっては345,700円、その他の基準による審査にあっては725,100円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては415,600円、その他の基準による審査にあっては856,700円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては487,300円、その他の基準による審査にあっては977,600円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,600円、その他の基準による審査にあっては254,400円
	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては124,600円、その他の基準による審査にあっては319,400円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては163,400円、その他の基準による審査にあっては412,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては264,700円、その他の基準によ

			る審査にあっては 588,600円	
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 345,700円、その他の基準による審査にあっては 725,100円	
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 415,600円、その他の基準による審査にあっては 856,700円	
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 487,300円、その他の基準による審査にあっては 977,600円	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	3,300円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	18,100円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	30,700円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	55,400円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	86,100円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	110,200円
			申請戸数が301戸以上のもの	117,200円

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,600円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54,300円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	85,400円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	107,900円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,600円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54,300円

	2,000平方メートルを超えるもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	85,400 円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	107,900 円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	134,600 円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,600 円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	10,700 円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	18,100 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	54,300 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	85,400 円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	107,900 円

		床面積の合計が 25,000平方メート ルを超えるもの	134,600円
その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基 準による審査に あっては10,000 円、その他の基 準による審査に あっては20,200 円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1戸の もの	市長が定める基 準による審査に あっては10,000 円、その他の基 準による審査に あっては20,200 円
		申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては19,400 円、その他の基 準による審査に あっては39,900 円
		申請戸数が6戸以 上10戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては28,700 円、その他の基 準による審査に あっては57,600 円
		申請戸数が11戸以 上25戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては41,800 円、その他の基 準による審査に あっては81,300 円
		申請戸数が26戸以 上50戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あっては62,600 円、その他の基 準による審査に あっては 116,100円

	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては97,700円、その他の基準による審査にあっては 168,600円
	申請戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 139,800円、その他の基準による審査にあっては 230,700円
	申請戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 181,200円、その他の基準による審査にあっては 301,700円
	申請戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 203,700円、その他の基準による審査にあっては 352,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	62,500 円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	79,100 円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	103,900 円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の	165,600 円

		もの	
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	216,300円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	258,400円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	302,800円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては50,300円、その他の基準による審査にあっては 128,700円
		床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては63,600円、その他の基準による審査にあっては 161,600円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては85,400円、その他の基準による審査にあっては 208,900円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 140,900円、その他の基準による審査にあっては 302,800円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては

	方メートル以内のもの	187,100円、その他の基準による審査にあっては 376,800円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 225,500円、その他の基準による審査にあっては 446,300円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 265,500円、その他の基準による審査にあっては 511,000円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 50,300円、その他の基準による審査にあっては 128,700円
	床面積の合計が 300平方メートルを超える 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 63,600円、その他の基準による審査にあっては 161,600円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超える 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 85,400円、その他の基準による審査にあっては 208,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超える 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては 140,900円、その他の基準による審査にあって

			は 302,800円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 187,100円、その他の基準による審査にあっては 376,800円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 225,500円、その他の基準による審査にあっては 446,300円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 265,500円、その他の基準による審査にあっては 511,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の款に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、同条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該計画に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額を合算した額を納付するものとする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請において、同法第29条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該変

更に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額（当該変更により建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額）を合算した額を納付するものとする。

11の6の2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付

申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1,500円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1,500円
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
			証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,900円
			証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,900円
			証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	27,300円
			証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	42,500円
			証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	55,100円
			証明戸数が301戸以上のもの	58,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,100円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,500円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の	8,900円	

	もの	
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	26,900円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	42,600円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	53,700円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	5,500円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの	8,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの	26,900円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの	42,600円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの	53,700円

	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,900円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	42,600円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	53,700円
その他の場合	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	67,300円
	一戸建ての住宅	市長が定める基準による審査にあっては5,100円、その他の基準による審査にあっては10,000円
	一戸建ての住宅以外の	証明戸数が1戸のもの

住宅の住戸部分	あつては 5,100円、その他の基準による審査にあつては10,000円
	証明戸数が 2戸以上5戸以下のもの
	証明戸数が 6戸以上10戸以下のもの
	証明戸数が11戸以上25戸以下のもの
	証明戸数が26戸以上50戸以下のもの
	証明戸数が51戸以上 100戸以下のもの
	証明戸数が 101戸以上 200戸以下のもの
	市長が定める基準による審査にあつては 9,600円、その他の基準による審査にあつては19,700円
	市長が定める基準による審査にあつては14,200円、その他の基準による審査にあつては28,400円
	市長が定める基準による審査にあつては21,100円、その他の基準による審査にあつては40,700円
	市長が定める基準による審査にあつては31,600円、その他の基準による審査にあつては58,200円
	市長が定める基準による審査にあつては49,200円、その他の基準による審査にあつては84,300円
	市長が定める基準による審査にあつては70,100円、その他の基準による審査に

		あつては 115, 300円
	証明戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては90, 600円、その他の基準による審査にあつては 151, 200円
	証明戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては 102, 000円、その他の基準による審査にあつては 176, 400円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	31, 200円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1, 000平方メートル以内のもの	39, 500円
	床面積の合計が 1, 000平方メートルを超え 2, 000平方メートル以内のもの	51, 800円
	床面積の合計が 2, 000平方メートルを超え 5, 000平方メートル以内のもの	83, 100円
	床面積の合計が 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	108, 000円
	床面積の合計が 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの	129, 500円
	床面積の合計が	151, 600円

	25, 000平方メートルを超えるもの	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては24, 800円、その他の基準による審査にあっては64, 000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えて1, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては31, 900円、その他の基準による審査にあっては80, 600円
	床面積の合計が1, 000平方メートルを超えて2, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては42, 600円、その他の基準による審査にあっては104, 300円
	床面積の合計が2, 000平方メートルを超えて5, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては70, 500円、その他の基準による審査にあっては151, 100円
	床面積の合計が5, 000平方メートルを超えて10, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては93, 200円、その他の基準による審査にあっては188, 300円
	床面積の合計が10, 000平方メートルを超えて25, 000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては112, 900円、その他の基準による審査にあっては223, 500円
	床面積の合計が	市長が定める基

	25,000平方メートルを超えるもの	準による審査にあっては132,700円、その他の基準による審査にあっては255,500円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては24,800円、その他の基準による審査にあっては64,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては31,900円、その他の基準による審査にあっては80,600円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては42,600円、その他の基準による審査にあっては104,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては70,500円、その他の基準による審査にあっては151,100円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては93,200円、その他の基準による審査にあっては188,300円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えて25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては112,900円、そ

		もの	の他の基準による審査にあっては 223,500円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 132,700円、その他の基準による審査にあっては 255,500円

別表第13項の表非自動はかりの部イの項中「250円」を「260円」に改め、同部ウの款ひょう量が100キログラム以下のものの項中「500円」を「510円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「提案理由」

受益者負担の適正化を図るため、必要な手数料を見直すほか、所要の改正を行うものである。